

# 糖尿病治療多摩懇話会 会則

## 第一条 名称

本会は、糖尿病治療多摩懇話会と称する。

## 第二条 目的

本会は糖尿病及び境界領域の情報交換と討議を通じて、多摩地区における診療連携と医療の発展に寄与することを目的とする。

## 第三条 事業

本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 原則として年2回の例会を開催し、事前に世話人会で決めたテーマに合わせた特別講演を実施する。
2. 例会開催前にテーマに関するアンケート調査を多摩地域の医師を対象に施行し、その結果を例会当日に報告すると共に、学会発表を通じて公表する。

## 第四条 会員

本会の会員は、原則として多摩地区（南多摩、西多摩、北多摩）の勤務医、開業医で本会目的に賛同する者とする。地域外も拒まない。

## 第五条 役員及び職務

1. 本会に次の役員を置く。

代表世話人

東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科

兼任准教授 大野 敦

世話人

日本医科大学多摩永山病院 循環器内科 教授 小谷 英太郎

青梅市立総合病院 内分泌糖尿病内科 医長 加計 剛

立川相互病院 糖尿病・代謝内科 寺師 聖吾

会計 多摩センタークリニックみらい 理事長 宮川 高一

2. 役員の任期は3年とするが、その再任は妨げない。
3. 代表世話人は、本会を代表し会務を統括する。

## 第六条 運営

1. 開催時期は原則として4月、10月の水曜日に実施するものとする。
2. 当番世話人ならびに総合座長の担当施設は持ち回りとする。
3. 当番世話人施設は、特別講演の演者選定、事前に施行するアンケート調査の原案を作成し他の世話人に提案、世話人間の意見交換の上で最終決定する。
4. アンケートの回収・データの解析・アンケート結果発表の資料作成は、事務局の協力のもと当番世話人施設が行い、開催日の3週間前までに共催企業に講演内容を連絡するものとする。

## 第七条 事務局

本会の事務局を

東京医科大学八王子医療センター 糖尿病・内分泌・代謝内科に置く。

住所：東京都八王子市館町 1163 番地 Tel：042-665-5611

## 第八条 会費・会計

1. 会費は、研究会開催時に現地参加者から1人千円徴収する。
2. 会計は会計担当者が管理する。

## 第九条 発効

本会則は、平成30年10月より施行する。

\*平成30年4月改定、10月改定

\*令和4年4月改定、10月改定

\*令和5年2月改定、5月改定